

奈良県総合医療センター
麻酔記録システム等一式導入業務

仕 様 書

奈良県総合医療センター

2017年11月

奈良県総合医療センター麻酔記録システム等一式導入業務仕様書

1. 契約名

奈良県総合医療センター 麻酔記録システム等一式導入業務

2. 契約期間

納入期限

契約締結の日から平成30年4月20日までとする。なお、導入時期は当該機関のうち奈良県総合医療センターが指定する期間とする。

3. 履行場所

(1) 奈良県総合医療センター

住 所 : 奈良県奈良市七条西町2丁目地内

病床数 : 540床

開院日 : 平成30年春

4. 仕様書概要

(1) 調達の背景及び目的

本調達は、新センターへの移転に際し麻酔記録システム等一式を導入するものである。導入にあたっては、現行機能を満たした上で、急性期医療や救急医療を強化する計画である新センターに適合した麻酔記録システム及び関連する医療機器等を導入することを目的とする。

(2) 全般に関する基本要件

- ①当該仕様書の要件を満たすこと。
- ②24時間365日、安定稼働できること。
- ③情報セキュリティ、業務の効率化に配慮されたシステムであること。
- ④本稼働後10年程度の利用を想定すること。
- ⑤当該システムの導入及び運用に関し、病院運営のために臨機応変に対応し協力すること。

(3) ハードウェアに関する要件

- ①サーバに関連する機器一式は新センター4Fサーバ室に当院の用意する19インチラックへ設置・納入すること。(コンソール及び2次側電源は別途準備すること。)ラックの詳細については日本電気株式会社 奈良支店に確認すること。
- ②本稼働後10年程度の利用を想定し、保守性や拡張性を備えた機器構成にすること。
- ③サーバ等は国内で一般的なメーカ製品を使用し、適切な省スペース化を図ったうえ、HDD等の補助記憶装置や電源等の重要部分は冗長化すること。
- ④ネットワーク機器、サーバ等には無停電電源装置を導入し、電源障害時に安全に停止する機能を有すること。尚、無停電電源装置は国内で一般的なメーカ製品を使用すること。
- ⑤機器構成、ラック収載図、メーカ、型式、スペック、台数等の情報を提示すること。
- ⑥時刻機能を有している場合は、原則、電子カルテ等の特定のタイムサーバと同期すること。
- ⑦病院の敷設する医療情報ネットワーク(院内基幹システム系LAN)に接続し使用する場合は、必要なIP数を提示すること。独自に情報ネットワークを敷設する場合は、その情報を提示し、承認を得ること。
- ⑧病院が指示するプリンタに接続し使用できること。
- ⑨別添資料「麻酔記録システム 生体情報モニタ要求仕様書」に記載の要件を満たすこと。

(4) ソフトウェアに関する要件

- ①電子カルテシステムを含む他システムと連携し、シングルサインオンなどシームレスな操作を実現できるシステムであること。連携については電子カルテベンダと必要に応じて打

ち合わせを実施し、実現できる内容で提案すること。

- ②システムに蓄積される全てのデータはマスタデータを含め病院の情報資産とし、病院が必要とするタイミングで必要なデータを、CSV形式等で抽出できるようにすること。
- ③電子カルテ端末上で動作可能なこと。なお、現時点での端末仕様は、OSはMicrosoft Windows7とすること。
- ④別添資料「麻酔記録システム 生体情報モニタ要求仕様書」に記載の要件を満たすこと。

(5) セキュリティに関する要件

- ①病院の医療情報ネットワークに接続する必要があるサーバ及び関連PCには、病院の管理するESET Endpoint Protectionもしくはウイルス対策ソフトを導入すること。尚、サーバプロテクトなどが必要な場合は提示すること。(組込OSなど、ウイルス感染の危険がない場合は不要)
- ②部外者が容易に機密情報にアクセスできない仕組み、アクセスログが把握・追及可能な仕組みを有すること。
- ③病院の情報システム運用管理規定を遵守すること。

(6) 導入に関する要件

- ①導入に必要なタスク及び優先度を明確にした導入スケジュールを提示すること。また、各タスクの責任者や担当者を明確にすること。
- ②管理者や利用者への十分なシステム操作及びトラブル対応などの教育を行うこと。また、教育期間中は、導入事業者の要員がオペレーションを支援すること。
- ③新センターで実施するリハーサル等に立ち会うこと。
- ④本稼働後も、一定の要員を配置し、安定運用となるまで立ち会うこと。立ち合い終了時期については病院と協議して決定すること。
- ⑤新センターでの導入に際し、状況の変化などで必要となった軽微な機材・システム変更などについて、柔軟に対応すること。
- ⑥現センター及び新センターへの入場については、必ず病院の指示を仰ぎその指示に従うこと。
- ⑦本稼働可能日は発注者の指定日とすること。
- ⑧導入に必要な搬入・据え付け・調整等の費用も含むこと。

(7) 運用保守に関する要件

- ①24時間365日オンコール対応とし、障害等の原因、適切な判断による対応、復旧の見通しを逐次病院側に報告すること。また、復旧後は、原因や対応内容、再発防止策等を明記した報告書を提出すること。
- ②当該システムに熟知した専門スタッフを近隣に配置し、常に迅速な対応が出来ること。
- ③当該システムに関連する障害等の問い合わせ窓口は一本化すること。また、他ベンダーとの連携等に起因するトラブル解決は、原則、第一次対応窓口の責任において行うこと。
- ④障害時の速やかなシステム復旧に備えて、バックアップ等の仕組みを導入すること。
- ⑤常にバージョンアップを行い、陳腐化することのない状態を保つこと。
- ⑥メンテナンス等でシステムを停止しなければならない場合は、病院と調整の上、業務に支障の出ない時間帯に実施すること。

(8) 納品物に関する要件

システム導入計画書や進捗報告書等を含む導入関連資料、会議録、システム仕様書、操作マニュアルや障害時マニュアルなど、各種資料を提出すること。

(9) 見積り要件

- ①新センターにかかる医療機器(別紙仕様参照)およびシステム導入費用(総額及び各システム・機器等明細が分かるように記載すること。)

- ② 2年目以降9年間保守費用（年毎の保守費用及びその明細が分かるように記載すること。）
- ③ 医療機器にかかる消耗品一覧及び納入単価見積を別紙見積（任意様式）にて提出すること。

5. その他

（1）仕様等に関する留意事項

- ① 提案する仕様の説明資料には、本仕様書の要件をどのように実現するかを具体的にわかりやすく記載すること。審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分であると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす場合がある。
- ② 要求仕様が機能的に困難な場合は、運用によって満たす方法も含めて提案すること。

（2）提案に関する留意事項

- ① 提案する機器及びソフトウェアは、原則として企画提案時点で製品化されていること。もし企画提案時点で製品化されていない機器及びソフトウェアで応札する場合は、仕様要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書を提出すること。
- ② 本仕様書等に記載している内容は、現行制度又は現時点で想定している制度における要件であり、今後、企画提案者と協議しながら修正する場合がある。
- ③ 提案資料等に関する照会先を明記すること。

（3）その他の留意事項

- ① 検収後、製作あるいは工事不良によると認められる障害が発生したときは、速やかに無償にて修理、交換を行うものとする。
- ② 引き渡し後1年間を瑕疵担保期間とし 期間内は無償対応とする。

- （4）この仕様書に疑義が生じた場合や定めのない事項については、病院と業務受託者双方協議の上決定する。

6. 仕様の詳細について

詳細については別添資料を熟読の上、提案すること。

- ・ 麻酔記録システム 生体情報モニタ要求仕様書